

## 大井町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧の請求)

第2条 次のいずれかに該当する場合は、閲覧を請求することができる。

(1) 国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務遂行のために閲覧をする場合（法第11条第1項）

(2) 次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、町長が当該申出を相当と認める場合（法第11条の2第1項）

ア 統計調査、世論調査、学術研究その他調査研究のうち、公益性が高いと認められるもの

イ 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの

ウ 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として町長が認めるもの

2 前項第1号による閲覧の請求については、当該請求者に対して住民基本台帳閲覧申請書（第1号様式）を提出させるものとする。ただし、請求事由を明らかにすることが困難な場合は、住民基本台帳閲覧申請書（請求事由を明らかにすることが困難な場合用）（第2号様式）を提出させるものとする。

3 第1項第2号による閲覧の請求については、当該請求者に対して住民基本台帳閲覧申出書（個人又は法人による申出用）（第3号様式）を提出させるものとする。この場合において、当該請求に係る目的以外の目的に使用しない旨の誓約書（第4号様式）及び次の書類を提出させるものとする。

ア 申請者が法人の場合は、法人の概要が分かる資料（会社概要、法人登記簿謄本（コピー可）など）

イ 学校法人の場合は、大学の委員会又は学部長による証明書

ウ プライバシーマークが付与されていることを示す書類（プライバシーポリシー等）

4 第2項及び前項に規定する住民基本台帳閲覧申請書、住民基本台帳閲覧申出書、誓約書及び書類については、当該請求者に対して閲覧を希望する日の10日（大井町職員の勤務時間及び休暇に関する条例（平成7年大井町条例第8号）第9条に定める職員の休日（以下「休日」という。）に当たる日を

除く。)前までに提出させるものとする。

(書類の審査等)

第3条 町長は、提出された申請書及び誓約書について記載内容を確認し、次条に該当しないと確認された場合は、閲覧を許可する。

2 閲覧者の本人確認は、官公署が発行した写真付の証明書(運転免許証、パスポート又は住民基本台帳カード等)により確認する。

3 国又は地方公共団体の機関による請求の場合は、閲覧者の所属が明らかになる身分証明書を提示するものとする。

4 閲覧者の本人確認ができない場合は、当該閲覧者に対して文書で照会(第5号様式)し、その回答書を持参させるものとする。この場合において、町長が適当と認める書類(健康保険証等)を提示するものとする。

(閲覧の拒否)

第4条 町長は、申請が不当な目的によることが明らかなき、知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあるとき、その他当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、その申請を拒否することができる。

2 ドメスティックバイオレンス又はストーカー行為等の被害で支援措置が講じられている者に対する申請は、閲覧に応じないものとする。

3 第2条に規定する文書及び資料の提出がない場合は、申請に応じないものとする。

(禁止事項)

第5条 閲覧により知り得た事項は、請求者が保管し、これを当該請求に係る目的以外の目的に使用すること又は他の者に公開し、譲渡し、閲覧させ、若しくは転記させること等を禁止する。

(閲覧の取扱い)

第6条 閲覧ができる日、時間、人員等は、原則として次のとおりとする。

(1) 閲覧日 月曜日から金曜日まで(休日に当たる日を除く。)とする。

(2) 閲覧時間 午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後4時00分までとする。

(3) 閲覧人員 1回の閲覧について2名までとする。

(4) 閲覧場所 職員の指示する所定の場所で閲覧するものとする。

(5) 閲覧方法 原則として、目視又は所定用紙(第6号様式)への鉛筆による書き写しとする。写真撮影及び複写機による複写、携帯電話の使用ならびに電話帳、一覧表及び過去に記載した所定用紙などの持ち込みを禁止する。

2 第2条第2項の予約は、閲覧を希望する日時、人員及び連絡先を町民課に連絡するものとする。

3 第2条第2項の予約は、閲覧を希望する日の前2月（その日が休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）から、電話又は窓口で受付けるものとする。

（手数料）

第7条 閲覧の手数料は、大井町手数料徴収条例（昭和31年4月1日条例第7号）の規定によるものとする。

附 則

この要綱は平成18年11月1日から施行する。